

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 会社設立資金の立替

Q: 会社を設立するに当たり、妻と長男の2人を株主として出資金の支払いをすることになりました。

ところが、妻と長男には所得がありませんので、私の資金で立替払いをしようと思うのですが、問題ないでしょうか。

A: 未成年者等については特に払込資金の出所等について、後日税務署等から説明を求められることがありますから、資金の出所・財源について資料を整備しておく必要があります。

【解説】

同族会社の設立に際しての問題点の1つは、出資金の源泉の問題があります。

出資者に出資するだけの資力がない場合の対策としては、①資金の贈与、②資金の貸付け、のいずれか、又は併用となることが一般的です。

例えば、所得がない家族が、60万円以上の払込みをしているとき、その金額につき資金の源泉の説明ができないときは、贈与を受けたものとして贈与税が課税されます。

贈与として課税を受ける場合は、贈与税の申告が必要になります。

また、貸付けとした場合には、契約書等において貸付金の返済方法を明確にし、その条件に従って確実に返済の事実があったこと及び利子の支払いがあったことを証明できるようにしておきましょう。

